

令和3年(行ウ)第301号 武漢ウイルスワクチン特例承認取消等請求事件
原告 ●●●● 外2名
被告 国

準備書面 (11)

令和4年2月7日

東京地方裁判所民事第2部 Af係 御中

原告ら訴訟代理人 弁護士 南 出 喜 久 治

同 弁護士 木 原 功 仁 哉

一 ワクチン接種による死亡者数について

- 1 原告の令和4年1月14日付け準備書面(6)において、令和3年2月から10月までの死亡者数が、前年の令和2年2月から10月までの死亡者数と比較して、54,331人増加してゐることを指摘したのは、令和3年12月21日に発表された人口動態統計速報(令和3年10月分)によるものであるが、さらに、厚生労働省が令和4年1月25日に発表した人口動態統計速報(令和3年11月分)

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/geppo/s2021/11.html>

によれば、令和2年と令和3年の各11月の死亡者数は、令和2年では118,455人であり、令和3年では122,806人であつて、令和3年11月は4,351人増加してゐる。これにより、令和2年と令和3年の各2月から11月までの10か月間の死亡者は、令和2年では1,118,737人、令和3年では1,177,419人となり、58,682人が増加してゐることになる。そして、この統計によつて顕著なことは、令和2年と令和3年の各月の比較において、令和3年の各月毎の死亡者数がすべて増加してゐることである。

- 2 これは、僅か10か月間の数字であり、通年すれば、これからさらにどれだけ増えるかは不明であるが、この死亡者約6万人といふのは、昭和20年8月6日に広島市に投下された原爆(リトルボーイ、ウラン235)による死亡者約14万人の約40%、同月9日に長崎市に投下された原爆(ファットマン、プルトニウム239)による死亡者73,884人の約80%、同年3月10日の東京大空襲による死亡者約10万人の約60%に匹敵する死亡者数なのであつて、ワクチン大量接種がこれらの戦争被害に匹敵する大殺戮であることは厳粛なる事実なのである。

二 ワクチンのブースター接種(追加接種)及び交接種の危険性について

- 1 欧州連合(EU)の医薬品規制当局(欧州医薬品庁EMA)は令和4年1月11日、武

漢ウイルスワクチンのブースター接種（追加接種）を頻繁に行ふことによつて免疫機序が低下して、ワクチン接種者の方が、非接種者より感染しやすい恐れがあると警告してゐる。

<https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2022-01-11/R5K5LCT0G1KZ01>

- 2 これは、原告の令和4年1月17日付け準備書面（7）の第一の二でも指摘したとおり、仮に、薬物（ワクチン）による人工的な抗体を形成することができたとしても、生体の持つ自然免疫及び獲得免疫との統一的な免疫機序に有機的に組み入れられることができるのか否か、さらに、単独で抗体を機能させ持続させることができるのか否かについての疑問があり、これらについては治験による証明が全くなされてゐないのである。
- 3 むしろ、自然免疫及び獲得免疫の免疫機序からすれば、人工的な抗体を異物と判断して排斥し、一種の自己免疫疾患に至る作用として、人工的な抗体を攻撃することにより、人工的な抗体が早期に消失するのではないかと推論される。
- 4 その上、原告の令和4年1月26日付け準備書面（8）のとほり、このワクチンが遺伝子組み換えへのスパイクタンパク質であることから、その害毒（副作用）によつて免疫機序を混乱させ劣化させることによつて、原告の令和4年1月17日付け準備書面（7）で指摘したとおり、令和4年1月6日付け共同通信社の18:39の配信記事及び同月8日付け福島民報の21:17の配信記事などの臨床データ等が示すやうに、ワクチン接種者の方が、非接種者よりも、より武漢ウイルスに感染する確率が高くなり、結果的には、「ブレイクスルー感染」どころか、「プロモート感染」ないしは「トリガー感染」となつて、これらのワクチンが、感染促進剤、感染誘発剤となつてゐることを示してゐるのである。
- 5 このことは、異種の遺伝子組み換えワクチンの交接種についても同様であつて、免疫機序の混乱と劣化は、同種の遺伝子組み換えワクチンのブースター接種（追加接種）よりもさらにその危険性は増大することになるのである。